

〔医療費控除の主な対象〕

対象となるもの	対象とならないもの
治療・リハビリ <ul style="list-style-type: none"> ● 医師に支払った治療費 ● 医師に支払ったリハビリ費用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人間ドックの費用(※1) ● 生活習慣病の定期検診費(※1)
歯の治療 <ul style="list-style-type: none"> ● 虫歯の治療費・入れ歯・インプラントなどの費用 ● 歯槽膿漏の治療費 ● 治療行為としての歯列矯正費 	<ul style="list-style-type: none"> ● 著しく高い入れ歯などの費用 ● 美容のための歯列矯正費
マッサージ <ul style="list-style-type: none"> ● 治療のためのマッサージ、ハリ、灸、指圧など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 美容や疲れを癒すための整体、マッサージなど
出産費 <ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠中、医師に支払った定期健診料、検査などの費用 ● 助産婦に支払った分娩介助料、保健指導料 ● 不妊治療の費用 	<ul style="list-style-type: none"> ● カルチャーセンターでの無痛分娩口座の受講料 (講師は医師)
医薬品 <ul style="list-style-type: none"> ● 病気になった時に病院に行かないで薬局で購入した風邪薬、鎮痛剤、胃腸薬などの医薬品 ● 医師の処方箋に従って薬局で購入した漢方薬 	<ul style="list-style-type: none"> ● 疲労回復、健康増進のために薬局で買ったビタミン剤、風邪予防のために買ったうがい薬 ● 健康増進のために服用した漢方薬
通院費・入院費 <ul style="list-style-type: none"> ● 病院に通院するための電車賃・バス代 ● 心臓病、足の骨折などで電車などの利用が難しい場合のタクシー代 ● 入院の際の部屋代・食事代 (自己都合により個室を使用した場合の差額ベット代は対象外) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自家用車で通院した場合のガソリン代 ● 風邪程度の軽い症状の場合のタクシー代 ● 出産のために実家に里帰りした場合の交通費 ● 入院中のテレビの賃借料、電話代、出前や外食による食事代
その他 <p>【◎は医師の証明が必要です】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 斜視などの治療のための眼鏡代 ● 視力回復レーザー手術(レーシック手術)の費用 ● 補聴器(※2) ● 治療上必要な血圧計 ◎ 6か月以上寝たきりの人のおむつ代(※3) ◎ 区市町村・認定民間事業者による在宅療養の介護費用 ● 介護福祉施設の施設利用料 	<ul style="list-style-type: none"> ● 近視や遠視の眼鏡代 ● 自分の判断だけで購入した血圧計 ● リュウマチなどの持病のために湯治に行った費用 ● 予防接種の費用(※4) ● 領収書記載の文書代・診断書等の項目に記載されている料金

(※1) 検診等により重大な疾病が発見され、引き続き治療した場合には対象となります。

(※2) 補聴器の取得による医療費控除を受けるためには、(一社)耳鼻咽喉科学会が認定した補聴器相談医による「補聴器適合に関する診療情報提供書」に基づき、補聴器を購入する必要があります。

(※3) 介護保険法の要介護認定を受けている方については、練馬区が交付する「主治医の内容確認書」または「主治医意見書の写し」を「おむつ使用証明書」に代えることができます(令和6年度分以前の場合、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の場合に限る)。

(※4) B型肝炎患者の介護にあたる同居の親族が行う、B型肝炎ワクチン接種費用についてのみ、一定の条件のもと医療費控除の対象になります。